

平成28年度 財政的援助団体等監査結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(以下「出資法人」という。)
関係法令を遵守し、出資(出捐)目的に沿って運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(以下「補助団体等」という。)
関係法令を遵守し、補助金等の交付目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)
関係法令を遵守し、施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の21団体を選定し監査を実施した。

山梨県土地開発公社	(出資法人)
公益財団法人 長田ふるさと財団	(")
公益財団法人 やまなみ文化基金	(")
公益財団法人 山梨県農業振興公社	(")
山梨県道路公社	(")
公益財団法人 山梨県下水道公社	(")
山梨県住宅供給公社	(")
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	(")
公益財団法人 山梨総合研究所	(")
公益財団法人 山梨県環境整備事業団	(")
一般財団法人 山梨県地場産業センター	(")
公益財団法人 山梨県馬事振興センター	(")
富士急行 株式会社	(補助団体等)
山梨交通 株式会社	(")
特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会	(")
アドブレン・共立・NTTファシリティーズ共同事業体	(県民文化ホール 指定管理者)
株式会社 丹青社	(リニア見学センター ")
アメニス山梨(金川の森)グループ	(森林公園金川の森 ")
アメニス山梨(桂川)グループ	(桂川ウェルネスパーク ")
山梨市フルーツパーク 株式会社	(笛吹川フルーツ公園 ")
S P S・桔梗屋グループ	(美術館・文学館・芸術の森公園 ")

3 監査の実施期間

平成28年8月25日～平成28年12月16日

4 監査対象期間

平成27年度

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

(4) 意見

監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

(1) 指摘事項	5件
(2) 指導事項	65件
(3) 注意事項	13件
(4) 意見	5件

8 団体ごとの監査の結果及び意見

別紙のとおりである。

9 監査を通じての総括的な意見

各団体においては、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した健全で合理的、効率的な業務運営に日々取り組んでいるところであり、今回の監査において、前回監査で指導事項とした内容が未改善であった事例は、事務改善が進んだ結果1件にとどまったが、指導事項等の件数が1団体で10件以上の団体は、県出資法人において複数見受けられた。

県が出資している団体の所管課においては、団体の事務・事業の実施状況を的確に把握し、適切な組織体制の構築と事務処理の適正化等に向け、引き続き、指導・助言に努められたい。

また、指定管理者制度を導入している施設において、協定書の仕様に反する対応、利用料金の取扱不備、県への定期報告の内容誤りといった事案のほか、指定管理者が手続きに則り廃棄した備品が、県の台帳に登載されたままとなっていた事案等が見受けられた。

指定管理者が管理する施設の所管課においては、実質的なチェックが有効に機能していなかったこうした状況を踏まえ、公の施設の管理運営が協定書に基づき適正かつ安定的に行われるよう、指定管理者との連携を密にして、必要に応じて適切な指導を実施するとともに、施設の設置者である県として適切かつ迅速な事務処理に努められたい。

監査対象団体	山梨県土地開発公社								
所管部(局)課	総合政策部 地域創生・人口対策課								
監査実施日	平成28年9月6日 10月13日								
事業の概要	<p>公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 公有地取得事業 県、市町村からの委託を受けて公用施設及び公共施設などの用地の取得、造成、管理及び処分を行う。</p> <p>(2) 土地造成事業 県、市町村の計画に基づき、工業団地等の土地の取得、造成、管理及び処分を行う。</p>								
財政的援助等の内容	<table> <tr> <td>[出資金] (出資率100.0%)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 土地開発公社債務処理対策補助金</td> <td>246,250,000円</td> </tr> <tr> <td>[貸付金] 土地開発公社債務処理対策貸付金</td> <td>8,262,500,000円</td> </tr> <tr> <td>[債務保証] 土地造成事業</td> <td>8,112,500,000円</td> </tr> </table>	[出資金] (出資率100.0%)	20,000,000円	[補助金] 土地開発公社債務処理対策補助金	246,250,000円	[貸付金] 土地開発公社債務処理対策貸付金	8,262,500,000円	[債務保証] 土地造成事業	8,112,500,000円
[出資金] (出資率100.0%)	20,000,000円								
[補助金] 土地開発公社債務処理対策補助金	246,250,000円								
[貸付金] 土地開発公社債務処理対策貸付金	8,262,500,000円								
[債務保証] 土地造成事業	8,112,500,000円								
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期未収金(破産債権)が次のとおり認められた。(決算日現在) 山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450円 また、この長期未収金について、未収金整理簿が作成されていなかった。 2 貸倒引当金の計上基準について、決算報告書の計算書類に対する注記に「期末に見込まれる回収不能見積額を計上している。」と記載されているが、回収見込及び損失見込の見積額算定は、平成23年度に実施してから、見直しが行われておらず、貸倒引当金は平成23年度以降、同額を計上していた。 3 郵便切手について、平成27年度末の残高が貸借対照表に資産計上されていなかった。 4 弁護士の報酬金に係る源泉徴収について、消費税込の請求金額に対し、消費税を除いた金額で所得税額が算出され、源泉徴収が行われていた。 5 弁護士との委任契約である「事件等の処理」について業務が終了していないにもかかわらず、報酬金が未払金に計上されていた。 6 会計規程第76条第1項に「事務局長は、毎年度2期に分けた予算執行計画を作成し、適切な執行をしなければならない。」と定められているが、予算執行計画が作成されていなかった。 <p><注意事項> なし</p>								
意見	<p>公社は、平成22年12月に策定し、平成25年3月に改定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成49年度までに残務処理を終了し解散することとして、県の財政的支援のもと、借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等の取り組みを進めてきた。</p> <p>今後とも、県の支援による債務処理を着実に進めるとともに、現行プランで積み残しとなっている八田御勅使南地区拠点工業団地の未売却の1区画の早期売却や、土地売却代金未収金の回収等に努められたい。</p> <p>なお、保有期間が長期化している資産については、地価の下落が続いている状況を反映した時価評価と会計基準に基づく適切な財務処理を行うことを検討されたい。</p>								

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団
所管部(局)課	県民生活部 県民生活・男女参画課
監査実施日	平成28年8月25日

事業の概要	福祉、教育、文化及び国際交流活動の促進に関する事業を行い、山梨県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。 (1) 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業 (2) 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業 (3) 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業 (4) 看護の促進に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率59.6%) 300,000,000円
監査の結果	[指摘事項] なし ----- 〔指導事項〕 1 「平成27年度長田ふるさと財団助成金」において、助成金請求のための実績報告書の提出が遅延しているものがあつた。 2 会計処理規則において、次のとおり不備があつた。 (1) 財務諸表の会計区分について、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計及び法人会計に区分されているが、会計処理規則第4条及び第29条に記載された会計区分は、一般会計及び特別会計となっており、同会計基準が反映されたものとなっていなかつた。 (2) 会計処理規則第6条及び第7条に「別に定める」とされている勘定科目及び主要簿・補助簿の様式が規定されていなかつた。 ----- <注意事項> なし

監査対象団体	公益財団法人 やまなみ文化基金
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課
監査実施日	平成28年8月25日
事業の概要	県民の文化活動が自主的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化の向上に寄与することを目的とする。 (1) 地域文化振興事業への助成 (2) 芸術文化の創作、成果発表等への奨励、助成 (3) 文化教養活動の奨励、助成 (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率100.0%) 300,000,000円
監査の結果	[指摘事項] なし ----- 〔指導事項〕 なし ----- <注意事項> 1件

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社
所管部(局)課	農政部 農業技術課 担い手・農地対策室
監査実施日	平成28年9月13日、14日 10月21日
事業の概要	本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う優れた農業者の確保育成、その他地域農業構造の改善及び農村の活性化、土地改良事業等の業務受託等の事業を行い、もって県土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 (1) 農業経営の基盤強化と農地の有効利用に関する事業であつて、次に掲げるもの イ 農地中間管理に関する事業 ロ 農地売買等に関する事業 ハ 農用地等の整備に関する事業

	<p>二 農業構造の改善及び農村環境の整備並びに農村の活性化等に関する事業 ホ 土地改良事業及び耕作放棄地再生活用事業等の業務受託に関する事業 (2) 将来を担う優れた農業者の育成・確保に関する事業であって、次に掲げるもの イ 青年農業者等担い手の確保育成に関する事業 ロ 就農希望者に対する就農相談活動に関する事業 ハ 就農支援資金の貸付等に関する事業 (3) その他公社の目的を達成するために必要な事業</p>														
<p>財政的援助等の内容</p>	<table border="0"> <tr> <td>[出捐金] (出捐率 68.6%)</td> <td>451,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 農地中間管理機構事業推進費補助金</td> <td>53,124,300 円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 機構借受農地整備事業費補助金</td> <td>8,900,360 円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 就農支援センター事業費補助金</td> <td>7,106,157 円</td> </tr> <tr> <td>[貸付金] 農地保有合理化促進事業資金貸付金</td> <td>145,793,000 円</td> </tr> <tr> <td>[債務保証] 農地保有合理化事業</td> <td>149,798,832 円</td> </tr> <tr> <td>[損失補償] 農地保有合理化事業に係る損失補償</td> <td>144,793,000 円</td> </tr> </table>	[出捐金] (出捐率 68.6%)	451,500,000 円	[補助金] 農地中間管理機構事業推進費補助金	53,124,300 円	[補助金] 機構借受農地整備事業費補助金	8,900,360 円	[補助金] 就農支援センター事業費補助金	7,106,157 円	[貸付金] 農地保有合理化促進事業資金貸付金	145,793,000 円	[債務保証] 農地保有合理化事業	149,798,832 円	[損失補償] 農地保有合理化事業に係る損失補償	144,793,000 円
[出捐金] (出捐率 68.6%)	451,500,000 円														
[補助金] 農地中間管理機構事業推進費補助金	53,124,300 円														
[補助金] 機構借受農地整備事業費補助金	8,900,360 円														
[補助金] 就農支援センター事業費補助金	7,106,157 円														
[貸付金] 農地保有合理化促進事業資金貸付金	145,793,000 円														
[債務保証] 農地保有合理化事業	149,798,832 円														
[損失補償] 農地保有合理化事業に係る損失補償	144,793,000 円														
<p>監査の結果</p>	<p>[指摘事項] 前回監査において、流動資産に計上されている有価証券は、市場価格のある国債で運転資金の目的で保有しているものであり、満期保有目的の債権には該当しないが、満期保有目的の債権の評価方法である償却原価法で評価され、時価評価されていなかったことから指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「運転資金としていた有価証券について、これまで取崩が無かったため、満期保有目的の債権と同じ評価をしていたが、保有目的が異なるので平成26年度から時価評価する」との回答があったが、今回の監査においても、流動資産の有価証券を計上しているが時価評価されておらず、過大計上となっていた。</p> <p>[指導事項] 1 会計規程第8条に基づき備えるべき帳簿のうち、財産管理台帳が整備されていなかった。 2 理事に対して報酬及び旅費を支払う際に、非課税である旅費を含めて日額表を適用していたために、控除した所得税が過大となっているものがあつた。 3 土地改良事業団体連合会への「水土里情報データ入力業務」の委託を行うに当たり、会計規程第15条に定める執行伺が作成されていないものがあつた。 4 土地改良事業団体連合会への「水土里情報データ入力業務」の委託は、会計規程第17条の予算超過の支出に該当するが、文書による理事長の決裁を受けていなかった。 5 退職給付引当金は、平成28年3月31日に退職した職員2人分であり、平成28年5月20日に支払っている。したがって、勘定科目は、退職給付引当金ではなく、未払金とすべきである。また、退職給付引当金に対する退職給付引当資産が過少計上となっていた。 6 就農支援資金借入金について、山梨県より借り入れしているが、残高証明書を手に入れているがなかった。 7 基本財産(定期預金)の預金利息が計上されていなかった。 8 社会保険預り金について、本来預かるべき残高より過大となっていた。 9 満期保有目的の債券のうち、第120回長期国債について、償却原価法に基づく帳簿価額で計上すべきところ、記載誤りにより過大計上となっていた。また、第139回長期国債についても、計算誤りにより過少計上となっていた。 10 農地集積・集約化対策事業について、補助金交付要綱第14条第1項に「補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し」と規定しているが、他の経理と区分した補助事業についての帳簿が整備されていなかった。 11 土地改良事業等(機構借受農地整備事業)補助金の交付申請書に添付する収支予算書及び実績報告書に添付する収支精算書について、 (1)記載された予算額に誤りがあつた。(補助事業者としての予算額が記載されていなかった。)</p>														

	<p>(2) 変更承認申請及び実績報告において、添付された収支予算書及び収支精算書が補助金交付要綱に定める様式(別紙第1-4)とは異なる様式で作成されていた。</p> <p>12 機構借受農地整備事業について、平成27年度内に事業は完了し平成28年度になってから補助金の受入れ及び事業費の支払いを行っているものがあつたが、受取補助金等(経常収益)の未収金計上及び整備費(事業費)の未払金計上がされていなかった。</p> <p>13 長期未収金が、次のとおり認められた。(決算日現在) 就農支援資金貸付金 先数4件 4,458,000円</p> <p>14 就農支援資金貸付金に係る違約金が未収金に計上されていなかった。</p> <p>15 担い手基金の運用益の一部については、法人会計の経費に充てることが認められているが、財産の管理及び資金の運用等に関する規程において、「基金の運用益は、青年農業者等担い手の確保・育成のために必要な経費以外の経費に充てないものとする。」と規定されており、整合性が取れていなかった。</p> <p><注意事項> 2件</p>
意見	<p>公社は、平成27年2月に改定された改革プランに基づき、人件費及び管理費等の支出抑制に努める中で、農地中間管理事業、担い手育成対策事業及び受託事業の積極的な事業展開を行うことにより、経営の安定化を進めてきた。</p> <p>今後とも、県が指定する農地中間管理機構として、農地の集積・集約化及び利用の高度化を促進するための中心的な役割を担いつつ、就農相談のワンストップ窓口として、新規就農者への支援など積極的な事業展開に取り組まれない。</p> <p>また、県からの受託事業に係る委託料の返還金が発生したことなどに伴い、平成28年2月に改革プランを再度改定し、長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済に優先して、委託料の返還を分割納付していくことなどの方針を定めたところである。委託料の返還については、経営の合理化等の総合的な推進と収益事業の積極的な受託による収益の確保等により、計画的な返還に努められたい。</p> <p>なお、今回の監査における指摘事項については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されなかったものであり、前回の監査結果が、公社の事務改善に結び付かなかつたことは、極めて遺憾である。また、これ以外にも多数不適切な事務処理が認められたところである。</p> <p>これは、平成23年度まではプロパー職員の早期退職等により職員の削減を進めてきたこともあり、近年の農地中間管理事業等により業務量が増加する中で、組織として事務処理が十分対応できていない状況が背景にあるものと考えられる。しかし、それぞれの業務については、当然、原理原則に基づき適切に執行されなければならないものであり、チェック体制等の再確認や職員の育成等に取り組むことと併せて、業務量に見合う組織体制について検討されたい。</p>

監査対象団体	山梨県道路公社
所管部(局)課	県土整備部 道路整備課
監査実施日	平成28年9月7日 10月27日
事業の概要	<p>山梨県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 有料道路管理事業 富士山有料道路(富士が'ルイ)及び雁坂トンネル有料道路の料金徴収業務及び道路・周辺設備の維持管理等を行う。</p> <p>(2) 駐車場事業 道路の占用の許可を受けて駐車場を設置し、管理運営を行う。</p> <p>(3) 受託事業 一般県道富士河口湖富士線の除雪業務の受託、一般国道140号の維持管理業務の受託</p>

財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 50.0%) [補助金] 道路公社管理道路活用誘客促進事業費補助金 [貸付金] 道路公社経営支援貸付金 [債務保証] 雁坂トンネル有料道路事業	612,500,000 円 198,055,000 円 69,899,000 円 4,695,500,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] 1 月を単位としない郵便切手購入及びレターパック郵送等に係る資金前渡において、事務の終了後5日以内に会計規程第29条の2第2項に定める精算が行われていないものがあった。 2 JR使用による旅費の支給において、往復同一区間でかつ片道601km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。 3 単価契約である「除雪業務委託」について、契約書に予定数量の記載がなかった。また、契約保証金を免除していたが、契約保証金免除条項が設けられておらず、違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 4 つり銭準備金(手許現金)の管理方法に関する意見(平成22年度監査)に対する措置として、「日々の管理は収入日報と併せて、有料道路料金の徴収業務を委託した業者から現金有高の総額の報告をもらう」こととしていたが、実施されていなかった。 5 会計規程実施細則第8条の2第2項に「事務所長は、各四半期ごとに期末月の25日までに、次の四半期の執行状況表を理事長に提出しなければならない。」と定められているが、執行状況表の作成・提出がなされていなかった。 ----- <注意事項> 1件	
意見	<p>公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離が大きいため、平成24年3月に改定された経営計画に沿って、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。</p> <p>計画改定後においては、雁坂トンネル有料道路事業の収支も概ね計画どおり順調に推移しているが、平成29年度以降には、県からの長期無利子貸付金の償還が開始することから、今後とも、管理する道路等を利用者が安心・安全に利用できるよう適正な維持管理を行いつつ、経営計画の着実な実施を図られたい。</p> <p>また、公社は、有料道路料金の徴収業務を委託した業者に対して、つり銭として合計400万円の貸付を行っているが、富士山有料道路管理事務所においては、つり銭の現金有高の確認が決算時期の1回のみの実施であることから、適正に現金が管理されているか、確認の頻度を高めることを検討されたい。</p>	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課 下水道室	
監査実施日	平成28年9月15日 10月14日	
事業の概要	<p>下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行い、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(1) 下水道技術の調査研究 (2) 下水道知識の普及啓発 (3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業 (4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率50.0%)	37,000,000円

監査の結果	[指摘事項]なし
	<p>[指導事項]</p> <p>財務諸表の会計区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計及び法人会計に区分されているが、財務規程第4条において「会計区分は一般会計と特別会計とする」旨が規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。</p> <p><注意事項> 2件</p>

監査対象団体	山梨県住宅供給公社	
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課、同課 住宅対策室	
監査実施日	平成28年10月4日、5日 11月15日	
事業の概要	<p>住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 住宅及び宅地の分譲 (2) 住宅の建設、賃貸及び管理 (3) 宅地の取得及び造成 (4) 以上の範囲内での受託業務</p>	
財政的援助等の内容	<p>[出資金] (出資率 100.0%) 10,000,000 円</p> <p>[補助金] 住宅供給公社債務処理対策補助金 240,000,000 円</p> <p>[補助金] 高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金 11,793,000 円</p> <p>[負担金] 住宅供給公社職員共済組合費負担金 2,284,263 円</p> <p>[貸付金] 住宅供給公社債務処理対策貸付金 6,876,232,000 円</p> <p>[損失補償] 住宅供給公社事業 9,717,423,076 円</p> <p>公施設 特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅指定管理料 16,425,324 円</p>	
監査の結果	<p>[指摘事項]</p> <p>1 職員就業規程第16条に基づき「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の例により、週休日の振替を行っているが、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 週休日に勤務を命ずる際に、勤務時間の割り振りを行うことなく(振替日を確定せずに)勤務を命じていた。</p> <p>(2) 勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間において振替を行うべきところ、6か月を超えて行われているものがあった。</p> <p>また、臨時職員である事務員においては、任用期間を超えて振替が行われているものもあった。</p> <p>(3) 同一週内の振替が困難なため、一週間の勤務時間が週休日の勤務時間を含めて38時間45分を超える部分について、25/100の時間外勤務手当・時間外割増賃金を支給すべきところ、支給されていなかった。(平成27年度 支給不足額 242,192円)</p> <p>(4) 臨時職員である事務員の賃金支給額が、勤務実績(週休日の振替を反映)に応じたものとなっておらず、支給時期が遅れているものがあった。</p> <p>2 平成32年と平成34年に借地契約が終了する山宮南団地の賃貸住宅について、建物の解体費として現在価値に割り引く前の将来キャッシュフローが合計で約2億5千5百万円と見積もられているが、資産除去債務の負債計上並びに資産除去債務に対応する除去費用の資産計上及び費用配分が行われていなかった。</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 組織規程第4条第1項に定める「参事」の職務について、報酬・給与規程第10条における職務の級が規定されていない。</p> <p>2 県営住宅の退去修繕工事において、退去者負担については、県営住宅等管理業務仕様書及び県営住宅等退去修繕等実施要綱等に定められているが、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 退去者が設置したトイレの温水洗浄便座を原状回復する経費について、退去者の負担で行うべきところを請求せずに公社負担となっていた。</p>	

	<p>(2) 退去者負担である襖の張替えに係る修繕費について、退去者の支払が完了しているにもかかわらず、業者からの請求により公社が負担しているものがあった。</p> <p>(3) (1) 及び (2) により、県に提出した県営住宅等管理業務に係る収支決算額が相違していた。</p> <p>3 競売により落札した賃貸住宅資産(土地及び建物)について、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 建物の購入金額について、消費税の課税仕入れとして税抜処理すべきところを、税込金額のまま減価償却を行っていた。</p> <p>(2) 消費税の申告において、建物の購入金額に係る消費税を仕入税額控除の対象としなかったため、過大申告となっていた。</p> <p>4 次のとおり、長期未収金があった。(決算日現在)</p> <p>事業未収金(一般賃貸住宅管理事業未収金) 6,580,218円 その他未収金(貸借勘定関連未収金) 13,713,316円</p> <p>5 賃借物品であるパソコン及び公用車について、財務規程第86条に定められた占有物品受払簿が作成されていなかった。</p> <p>6 修繕費の支払において、請求書に日付が記載されていないものがあった。</p> <p><注意事項> 2件</p>
意見	<p>公社は、平成26年3月に策定された第二次改革プランに基づき、平成50年度を目途に解散することとして、県営住宅の管理代行者等として管理を行う県営住宅管理事業を中心に着実に収益を上げ繰越欠損金を圧縮するとともに、ファミリー賃貸住宅割賦事業等に係る未収金対策や、県の財政的支援のもと借入金の削減等を進めてきた。</p> <p>今後とも、コスト削減等による利益の確保やファミリー賃貸住宅割賦事業等への適切な対応等に努め、改革プランの着実な実行を図られたい。</p> <p>また、今回の監査において、資産除去債務の会計処理と、週休日の振替処理(付随する時間外勤務手当の支給)に関する2件の指摘事項を含む、不適切な事務処理が多数認められた。事務処理については、当然、原理原則に基づき適切に執行されなければならないものである。チェック体制等の再確認や職員の育成等に取り組むことと併せて、専門性の高い会計・税務処理等に関しては外部専門家の積極的な活用等について検討されたい。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	
所管部(局)課	警察本部 組織犯罪対策課	
監査実施日	平成28年8月31日	
事業の概要	<p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報、支援等の活動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為についての相談、被害者の救援等の事業を行うことにより、社会全体の暴力排除意識の高揚並びに暴力団員による不当な行為等の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報及び啓発事業</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの電話相談及び面接相談事業</p> <p>(4) 少年を暴力団から守る事業</p> <p>(5) 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業 等</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 50.5%)	300,000,000円
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 執行額に対して予算総額が不足する状況であったが、会計処理規程第16条に基づく予算の補正処理が行われていなかった。</p>	

	<p>2 会計処理規程について、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 財務諸表の会計区分について、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計及び法人会計に区分されているが、会計処理規程第5条において「会計区分は、一般会計と特別会計」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。</p> <p>(2) 第7条で別に定めることとなっている勘定科目は定められているが、内容が不十分であった。</p> <p>3 基本財産について、定款第5条では「この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は定めない。」と規定しているが、貸借対照表の固定資産に基本財産が計上され、定款の規定と相違していた。</p> <p>4 責任者講習会業務委託料(第4四半期実績分)が未収金に計上されていなかった。</p> <p>5 往復はがきの未使用分について、期末残高が資産計上されていなかった。また、教本代について、翌年度に使用するものであり、平成27年度末には在庫となっていたが、資産計上されていなかった。</p> <p>6 2~3月分のメール便代など期末までに債務が確定しているものが、未払金に計上されていなかった。</p> <p><注意事項> なし</p>
--	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨総合研究所	
所管部(局)課	総合政策部 政策企画課	
監査実施日	平成28年8月26日	
事業の概要	<p>中長期的展望に立った幅広い視点から調査研究及び提言を行うとともに、各種の情報の収集及び提供、調査研究活動等を通じた人材の育成を行い、もって県民生活の向上及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(1) 地域政策、社会政策、産業政策等に関する調査研究及び提言</p> <p>(2) 地域政策、社会政策、産業政策等に関する調査研究等各種事業の支援及び受託</p> <p>(3) 地域課題等に関する情報の収集、分析及び提供</p> <p>(4) 地域政策、社会政策、産業政策等に関する講演会・研修会等の開催</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金](出捐率35.6%)	200,000,000円
	[補助金]山梨総合研究所地域課題調査研究事業費補助金	5,000,000円
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> <p>2 創立20周年記念事業準備資金取扱規程において、創立20周年記念事業準備資金の積立限度額を規定しているが、定期預金として預入時に元利自動継続としたことによりH28.3.30満期日において利息分が加算され限度額を超えていた。</p> <p>また、定時評議委員会に提出された財務諸表においては、利息相当額は別の研究基金普通預金に含めて記載されており、残高証明書とは異なる金額となっていた。</p> <p><注意事項> 1件</p>	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県環境整備事業団	
所管部(局)課	森林環境部 環境整備課	
監査実施日	平成28年9月27日	12月1日

事業の概要	<p>安全性と信頼性が確保できる産業廃棄物最終処分場等の施設を設置運営するとともに、一般廃棄物最終処分場等の施設を整備運営することにより、廃棄物処理の先導的な役割を果たすとともに、廃棄物の適正処理に関する調査研究に関する事業等を行い、もって県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 産業廃棄物最終処分場の建設に関する事業 (2) 産業廃棄物の処理に関する事業 (3) 一般廃棄物最終処分場及び処分場に付帯する施設・設備等の整備に関する事業 等</p>										
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>[出捐金] (出捐率 33.3%)</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 廃棄物処理施設安全確保対策費補助金</td> <td>4,321,000 円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 環境整備事業団経営支援補助金</td> <td>74,078,057 円</td> </tr> <tr> <td>[貸付金] 廃棄物最終処分場整備資金等貸付金</td> <td>777,059,000 円</td> </tr> <tr> <td>[損失補償] 環境整備事業団事業</td> <td>422,029,000 円</td> </tr> </table>	[出捐金] (出捐率 33.3%)	10,000,000 円	[補助金] 廃棄物処理施設安全確保対策費補助金	4,321,000 円	[補助金] 環境整備事業団経営支援補助金	74,078,057 円	[貸付金] 廃棄物最終処分場整備資金等貸付金	777,059,000 円	[損失補償] 環境整備事業団事業	422,029,000 円
[出捐金] (出捐率 33.3%)	10,000,000 円										
[補助金] 廃棄物処理施設安全確保対策費補助金	4,321,000 円										
[補助金] 環境整備事業団経営支援補助金	74,078,057 円										
[貸付金] 廃棄物最終処分場整備資金等貸付金	777,059,000 円										
[損失補償] 環境整備事業団事業	422,029,000 円										
監査の結果	<p>[指摘事項]</p> <p>常勤の理事の期末手当の額については、「(公財)山梨県環境整備事業団役員等の報酬等に関する規程」の第4条第2項において、「(公財)山梨県環境整備事業団給与規程の規定の例により算定した額とする。」と定めているが、算定に誤りがあり過払いとなっていた。 (平成27年度 過払額 483,200 円)</p> <p>-----</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 収入印紙及び郵便切手の期末残高が、貸借対照表及び財産目録において資産計上されていないかった。 2 乗用式ではない小型除雪機について、 (1) 勘定科目を「什器備品」とするのが適当であるところ、総勘定元帳において「車両運搬具」としていた。 (2) 貸借対照表及び財産目録の表示科目において「小型除雪機」としていた。</p> <p>-----</p> <p><注意事項> 2件</p>										
意見	<p>事業団の経営については、明野処分場において発生した2度の漏水検知システムの異常検知に伴う施設の閉鎖決定後、平成26年2月に改定された第二次改革プランに基づき、県の財政支援等を受けながら事業損失の削減と、甲府事務所の環境整備センターへの統合による運営費の削減・合理化など経営改善に向けた取り組みを進めてきた。</p> <p>今後とも、将来的な明野処分場の廃止に向けて浸出水処理等の適正な維持管理を行うとともに、山梨県市町村総合事務組合から受託した一般廃棄物最終処分場の計画的な整備と、効果的・効率的な運営管理への取り組みを通じて、経営改善と財政基盤の強化に努められたい。</p>										

監査対象団体	一般財団法人 山梨県地場産業センター					
所管部(局)課	観光部 観光プロモーション課					
監査実施日	平成28年9月28日					
事業の概要	<p>地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を行い、もって地域経済の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 地場産業に関する情報の収集及び提供に関する事業 (2) 地場産業に関する経営相談及び情報交流に関する事業 (3) 観光の振興に関する事業 (4) 地場産業製品の展示及び消費者への製品普及に関する事業 (5) 地場産業に関する見本市等の開催に関する事業 等</p>					
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>[出捐金] (出捐率33.3%)</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 観光・地場産業振興支援事業費補助金</td> <td>2,069,862円</td> </tr> </table>	[出捐金] (出捐率33.3%)	10,000,000円	[補助金] 観光・地場産業振興支援事業費補助金	2,069,862円	
[出捐金] (出捐率33.3%)	10,000,000円					
[補助金] 観光・地場産業振興支援事業費補助金	2,069,862円					

監査の結果	<p>[指摘事項]</p> <p>産業廃棄物の処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3により、処分等が終了したることについて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより確認し保存しなければならないが、行われていなかった。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2により、書面による契約を行うこととされているが、契約書が作成されていなかった。</p>
	<p>[指導事項]</p> <p>1 両替金について、会計規程第29条に「150万円を限度に釣銭用現金を保有することができる。」と定めているが、規程で定められた限度額を超過して保有していた。</p> <p>2 小口現金について、領収書等の証拠書類に基づき起票した振替伝票により処理されていたが、会計規程第7条に備えるべき帳簿として定められている現金出納帳による日々の管理が行われていなかった。</p> <p>3 長期未収金が次のとおり認められた。（決算日現在） 施設使用料 先数1件 20,000円</p> <p>4 貯蔵品として、郵便切手類及び包装用袋等を計上しているが、郵便切手類の平成27年度末残高について、在庫確認した期末残高と貸借対照表（総勘定元帳）の金額が相違していた。</p> <p>5 公益法人会計基準において、財務諸表に対する注記に記載すべき項目が定められているが、次の項目について記載されていなかった。 （1）満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 （2）棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p><注意事項> なし</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター	
所管部（局）課	農政部 畜産課	
監査実施日	平成28年10月6日	
事業の概要	<p>馬事技術の普及及び奨励並びに優良乗用馬の育成及び供給等を行い、もって乗馬及び畜産の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（1）馬事技術普及奨励事業 （2）優良乗用馬育成供給事業 （3）受託事業 （4）普及啓発事業</p>	
財政的援助等の内容	<p>[出捐金]（出捐率40.0%）</p> <p>[補助金] 八ヶ岳南麓地域観光振興事業費補助金</p> <p>[補助金] 馬術競技場管理費補助金（管理運営費）</p>	<p>400,000円</p> <p>56,234,436円</p> <p>3,556,000円</p>
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 職員の宿日直手当（常直手当）について、職員給与規程に定めがないにもかかわらず支給されていた。</p> <p>2 会計処理規程に次のとおり不備があった。 （1）財務諸表の会計区分について、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計に区分されているが、会計処理規程第4条に「会計区分は一般会計と特別会計とする」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。 （2）会計処理規程第6条に「一切の取引は別に定める勘定科目により処理する」、また第7条第2項に「主要簿及び補助簿の様式は別に定める」とあるが、別途定められていなかった。</p>	

	<p>3 金銭の出納について、会計処理規程第22条に「金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ支出に充ててはならない」と定められているが、使用料収入等の収納金を金融機関に預け入れず、日々の支払に充当しているものがあつた。</p> <p>4 郵便切手類の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。</p> <p>5 耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の固定資産については、会計処理規程第26条及び第28条に基づき、固定資産台帳を備え、その保全状況及び移動について記録することになっているが、補助金で購入した移動式横木架台について固定資産台帳が作成されていなかった。</p> <p>6 平成27年度末（H28.3.31付）で退職した2名の退職金について、退職給付引当金（固定負債）に計上され、確定債務として未払金（流動負債）に計上されていなかった。</p> <p>7 公益法人会計基準において財務諸表に注記すべき項目とされている「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」が注記に記載されていなかった。</p> <p><注意事項> なし</p>
--	--

監査対象団体	富士急行 株式会社	
所管部（局）課	リニア交通局 交通政策課	
監査実施日	平成28年10月18日	
財政的援助等の内容	〔補助金〕鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金	86,182,970円
補助の目的	鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費の一部を県が補助することにより、輸送の安全を確保すること等を目的とする。	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	山梨交通 株式会社	
所管部（局）課	リニア交通局 交通政策課、教育庁 社会教育課	
監査実施日	平成28年10月21日	
財政的援助等の内容	〔補助金〕生活交通路線維持費補助金	38,055,000円
	〔補助金〕科学館シャトルバス運行費補助金	5,204,414円
	〔補助金〕生活バス路線維持費補助金（最終バス延長運行分）	1,821,000円
	〔補助金〕バス交通利用円滑化推進事業費補助金（単年度）	121,459,000円
補助の目的	<p>（1）生活交通路線維持費補助金 県内におけるバス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために、不採算の生活路線を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>（2）科学館シャトルバス運行費補助金 科学館の来館者の便と利用促進を図るため、甲府駅北口と科学館との間におけるシャトルバスとしてのバス運行路線の運行に要する経費を予算の範囲内で補助する。</p> <p>（3）生活バス路線維持費補助金（最終バス延長運行分） 甲府市中心市街地の活性化と地域住民の福祉を確保するため、甲府駅始発の最終バスの延長運行を行う乗合バス事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>（4）バス交通利用円滑化推進事業費補助金 本県の区域内において路線バスを運行する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うバスと鉄軌道相互の共通乗車カードに関するシステムの導入事業に要する経費の一部を県が補助することにより、バス交通の利用円滑化及び観光客の周遊を促進することを目的とする。</p>	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会	
所管部(局)課	県民生活部 県民生活・男女参画課	
監査実施日	平成28年10月18日	
財政的援助等の内容	[補助金] ボランティア・NPOセンター管理運営費等補助金	23,270,111円
補助の目的	<p>特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会が行う次の事業に対し、その経費の一部を補助することにより、ボランティア・NPO活動の普及、促進を図ることを目的とする。</p> <p>(1) ボランティア・NPOセンターの管理運営</p> <p>(2) ボランティア・NPO活動の普及、促進を目的とする事業等の企画・実施</p> <p>(3) 前各号に付随する事業で知事が必要と認めたもの</p>	
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>期末手当及び勤勉手当の算定に誤りがあり、過払いとなっているものがあつた。</p> <p><注意事項> 1件</p>	

監査対象団体	アドブレン・共立・NTTファシリティーズ共同事業体	
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課	
監査実施日	平成28年9月21日	
財政的援助等の内容	公施設 県民文化ホール 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成27年度)	161,712,000円
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 「山梨県立県民文化ホールの利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱」第20条第4項に規定する入金伝票が作成されていないものがあつた。</p> <p>2 郵便切手について、受払台帳はあつたが、残高確認がされておらず、台帳上の残数と現物枚数が一致していなかつた。</p> <p><注意事項> なし</p>	

監査対象団体	株式会社 丹青社	
所管部(局)課	リニア交通局 リニア推進課	
監査実施日	平成28年10月13日 12月16日	
財政的援助等の内容	公施設 リニア見学センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成27年度)	69,457,699円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象団体	アメニス山梨(金川の森)グループ	
所管部(局)課	森林環境部 県有林課	
監査実施日	平成28年9月9日	
財政的援助等の内容	公施設 森林公園金川の森 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成27年度)	69,942,000円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象団体	アメニス山梨(桂川)グループ		
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課		
監査実施日	平成28年9月29日		
財政的援助等の内容	公施設 桂川ウェルネスパーク	指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日	指定管理料(平成27年度) 60,529,543円
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 施設利用料金として収納した現金に係る現金出納帳に記帳漏れがあった。</p> <p>2 経理規程第25条で「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れるものとする」と規定しているが、現金の取扱いについて、不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 平成28年1月8日から30日までの間に施設利用料金として収納した現金が、監査日まで7か月余りにわたって、金庫に放置されていた。</p> <p>(2) 収納日から3か月を経過して入金されているものがあるなど入金処理が遅滞していた。また、1か月分の収納金がまとめて入金されており、規程に定めのない処理を行っていた。</p> <p><注意事項> なし</p>		

監査対象団体	山梨市フルーツパーク 株式会社		
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課		
監査実施日	平成28年9月8日		
財政的援助等の内容	公施設 笛吹川フルーツ公園	指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日	指定管理料(平成27年度) 241,448,000円
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 基本協定書第23条に基づく定期報告書において、有料公園施設等の利用状況及び利用料金の収入の状況を毎月報告しているが、報告内容の記載漏れなどにより正しい報告が行われていなかった。</p> <p>2 管理業務委託契約書に、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 消防用設備等保守点検業務委託契約の変更契約書において、表題及び契約変更内容が記載されていなかった。また、契約日が訂正されていたが、訂正印が押印されていなかった。</p> <p>(2) 自動扉装置保守点検業務委託契約の変更契約書において、変更契約日が記載されていなかった。また、表題及び追加条項(番号)が、当初契約内容と整合していなかった。</p> <p>(3) 果物広場・わんぱくドーム公園内施設保守点検業務委託契約において、契約解除のための暴力団排除条項を追加した変更契約書を締結すべきところ、新規の契約書を作成したため、同一業務について契約が二重に締結されていた。また、委託契約であるが、建設工事請負契約書を使用したため、業務の内容と契約の内容が一致していなかった。</p> <p>3 指定管理業務の実施に当たり、付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第17条第2項第1号で、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。</p> <p><注意事項> なし</p>		

監査対象団体	SPS・桔梗屋グループ		
所管部(局)課	教育庁 学術文化財課		
監査実施日	平成28年8月30日		
財政的援助等の内容	公施設 美術館、文学館、芸術の森公園	指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日	指定管理料 (平成27年度) 413,866,000円
監査の結果	[指摘事項] なし		
	[指導事項] なし		
	<注意事項> 1件		